

JR連合 政策News

第232号

2013年3月27日

バス運転士の過労運転防止対策を取りまとめ！

～交替運転士配置基準などを本年8月から適用予定～

3月26日に「高速バス等の過労運転防止のための検討会」第9回会合が開催され、長距離バス運転士における交替運転士の配置基準を含めた包括的な過労防止対策最終案が事務局より示され、委員間の審議を経て、最終的に同検討会において承認された。当該最終案は3月29日に開催される「バス事業のあり方検討会」に付議され、承認されれば、順次実施されることとなる。



今回示された最終報告書案では、高速乗合及び貸切バスともに、これまで議論してきた通りの交替運転士配置基準を設けるとともに、運行管理体制の確保や、デジタル式運行記録計の活用のほか、健康状態に起因する事故防止の取り組みについても記述がなされた。併せて、当該内容の事業者等への告知方法についても盛り込まれた。新基準は原則8月から適用予定となっている。

この間JR連合は委員として審議参加してきており、都度JR連合としての考え方を陳述してきた。最終となる今回会合において、運行管理体制の強化に向け運行管理者を常駐させること、及び休憩時間を取る際のスペースを確保させること等の主張を行った。

昨年4月に関越自動車道で発生した高速ツアーバス事故を受け、将来のバス事業をどのようにしていくかという観点に立って、この間、事業者・労働者代表・有識者等を交えて国交省で審議を行ってきた。JR連合も労働側委員としてこの間審議に積極的に参加してきた。

バス産業は本年7月に新高速バス事業への移行という大きな変革期にあり、その中での各種制度変更の骨格が間もなく成案を得ようとしている。JR連合は、この間JRバス労働者の想いを受け止め、各審議会でも主張を行ってきたが、最終報告策定にあたり、改めてバス産業の発展と、JRバス労働者の希望の持てる将来像を創り上げるべく、取り組みを強化していくこととする。